

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

1. 学校運営で肝に銘じてもらいたいこと

4月15日(火)に定例校長・園長会が、22日(火)には定例教頭会議がありました。今回は、校長先生、園長先生、教頭先生へ話したことの一部をお伝えいたします。

(1) 大前提として「誰一人取り残されない学びの保障」

子どもたちは未来の社会の「創り手」です。「担い手」ではなく「創り手」です。未来の社会の「創り手」は、不登校であったり、不登校の兆候が見られる子どもも、様々な障害を持った子どもも、外国人の子どもも、全ての子どもです。大前提として「誰一人取り残されない学びの保障」のために、次の2つをお願いします。

- ① 「校内教育支援センター」「みらいサポーター」の活用
- ② 「特別支援学級」「通級指導教室」「日本語指導教室」との連携

(2) 「学校いじめ防止基本方針」などの文書確認と平時からの体制整備

「いじめを許さない」体制は平時から整備しておく必要があります。そのためにも、新学年の初めにこそ、「学校いじめ防止基本方針」など関係文書を改めて確認してください。

また、いじめはどこにでも、誰にでも起こることを前提にして、いじめが発生した際には、素早く認知できるようにしなければなりません。いじめの認知件数は、教職員がいじめを見つけた数を示しているものです。

その上で、次のような対応をお願いします。

- ① いじめ予防のため、平時から教職員、児童生徒、保護者との意識共有
- ② いじめ発生時の迅速な認知と、学校組織として情報共有・対応
- ③ いじめ重大事態では、被害児童生徒や保護者に寄り添った対応

(3) 学校運営上の課題解決に向けて

学校運営に当たっては、様々な問題があり、どれも構造的な問題で、複雑に絡み合っていることと思います。それらに対し、次の3点をお願いします。

① 保護者や地域住民の理解の下、解決に向けて「挑戦」すること

学校の複雑な課題に対して、一つでも解決に向けて「挑戦」してみてください。その際、学校運営協議会や地域学校協働本部などにおいて、課題を正直に伝えた上で、解決策を説明してみてください。多くの保護者や地域住民の方は、その「挑戦」を受け入れ、応援し、一緒に動いてくれると思います。

② 学校種間でお互いを理解し、連携を進めること

中学校卒業までに、社会につながる「知・徳・体」の基盤づくりを進めるためには、学校種間の連携が重要です。特に、中学校が小学校の、小学校が幼稚園などの取組を理解しないと進みません。

また、学校種間の連携のためには、例えば、小学校の学校運営協議会の委員に地域の私立幼稚園の方を入れるなど、学校運営協議会の委員に他の学校種の方に参画いただくことも有効です。

③ 学校運営協議会を目的ではなく、手段とすること

学校運営協議会は、設置・運営することが目的ではなく、学校運営が良くなる手段としてもらいたいです。学校運営協議会や地域との関係を深めると、一時的に教職員の負担が増えるかも知れませんが、良好な関係が長く続くほど、負担は減っていきます。

2. 教育委員会事務局として取り組むこと

各学校の運営に資するよう、教育委員会事務局として取り組む次の事項も伝えました。

- ① 教職員が授業や児童生徒指導に注力できる職場環境を整備すること
- ② 最新の情報、最先端の先進事例の情報を提供すること

皆様が少しでも力を発揮しやすくなるよう、教育委員会としてサポートしていく所存です。

子どもたちの笑顔のために、共に力を合わせてまいりましょう。